

議 事 要 旨

会議の名称	第 31 回彦根市景観審議会
開催日時	令和 6 年(2024 年)8 月 22 日 (木) 午後 2 時 00 分～3 時 20 分
開催場所	東地区公民館 2 階 大会議室
出席者	彦根市景観審議会 委員 8 名 (2 名欠席) 彦根市 (事務局) 都市政策部 都市政策部 建築指導課 景観まちなみ室 観光文化戦略部 文化財課 彦根城世界遺産登録推進室 滋賀県 文化スポーツ部 文化財保護課 彦根城世界遺産登録推進室
議題	諮問事項：第 1 号 彦根市景観計画の改定 (案) について 第 2 号 彦根市景観影響調査運用指針 (案) について 第 3 号 彦根市屋外広告物条例の一部改正 (案) について
主な意見等	第 1 号 彦根市景観計画の改定 (案) について ・今回の改定 (案) について、原案のとおり推進を図られたい。 ・松原内湖の説明で、「古くは」という文言が記載されているが、松原内湖は埋立てが、そこまで古くはないので、文言の修正をした方が良い。 第 2 号 彦根市景観影響調査運用指針 (案) について ・今回の指針 (案) について、一部整理の上、原案のとおり推進を図られたい。 ・影響調査の対象行為について、高さ基準を超えるものだけではなく、必要があれば建築面積の大きい規模の計画も影響調査を行っていただきたい。 ・高さ基準で最高限度に 2m を加えた高さを緩和という 2m の根拠を整理しておいた方が良い。 ・第 4 条の (2) のアの景観の状況で、「歴史的建造物、寺院、集落等の」と記載されているが、神社が含まれていないので、表現を修正した方が良い。 ・お祭などの民俗系のものと景観の関係が最近、重要視されていることから、歴史的な物や場所だけではなく、行為も含められるように表現した方が良い。 ・第 6 条で、主要な眺望景観と重要な眺望景観を使い分けをしているが、「主要な」と「重要な」の使い分けを明確にしておく方が良い。 第 3 号 彦根市屋外広告物条例の一部改正 (案) について ・今回の一部改正 (案) について、原案のとおり推進を図られたい。
会議の様子	 